岡崎市地域市民スポーツ振興費補助金交付要綱

（補助金の交付）

第１条　市は、地域市民スポーツの振興に資するため、岡崎市学区社会教育委員長連絡協議会（以下「協議会」という。）が行う地域スポーツ振興事業に対し、予算の範囲内において、岡崎市地域市民スポーツ振興費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（規則との関係）

第２条　補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第３号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（申請者の資格）

第３条　補助金の交付を申請することができる者は、協議会の代表者とする。

（補助金の対象）

第４条　第１条に規定する地域スポーツ振興事業は、地域市民のスポーツ振興に寄与する事業（運動会、各種球技大会等）であると市長が認めた事業（以下「補助事業」という。）とし、その事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について補助金を交付する。

２　補助事業は、協議会が統括する市内各小学校区社会教育委員会が主催又は共催する事業とする。

３　補助対象経費は、事業に直接必要な経費で別表に定めるところによる。

４　補助金交付の対象となる補助事業の実施期間は、５月１日から翌年３月31日までとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、１小学校区につき、当該年度の４月１日現在の小学校区内住民数に4.5円を乗じた額（当該額が9,000円に満たない場合は、9,000円とし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。）に90,000円を加算した額または補助対象経費総額のいずれか少ない方とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付申請は、規則第５条に規定する市費補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、４月30日までに提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　予算書

⑶　その他必要な書類

（交付決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定をし、規則第７条の規定に基づき協議会に通知するものとする。

２　市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）
第８条　補助金の交付の決定に係る事業が完了したときは、申請者をして、規則第10条に規定する市費補助金事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日後30日以内又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに提出させるものとする。
⑴　事業報告書
⑵　収支決算書
⑶　その他必要な書類
（額の確定）
第９条　市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第11条に基づき協議会に通知するものとする。
（補助金の支払い）
第10条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要があると認める場合には、交付決定の後に概算払いをすることができる。
２　協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。
３　協議会は、前２項の規定に基づき概算払を受けた場合は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。
（補助金の返還）
第11条　市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
⑴　虚偽その他不正な行為により補助金を受けたとき
⑵　収支決算で余剰金が生じたとき
⑶　市長が適当でないと認めたとき

附　則

１　この要綱は、平成 10 年４月１日から施行する。
２　この要綱は、令和 10 年３月 31 日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条第３項関係）

１　補助対象経費

項目	内容
⑴　消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費
⑵　印刷製本費	チラシや冊子等の印刷費
⑶　燃料費	作業等に必要な機材の燃料費
⑷　通信運搬費	事業の実施、連絡に要する郵便料等
⑸　使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、機械等の借上料
⑹　原材料費	事業の実施に直接必要な原材料費
⑺　報償費	講演会・研修会等の講師、専門的技能を有する協力者への謝礼等
⑻　旅費	講師・出演者等の交通費
⑼　食糧費	会議・作業時の飲料費のみ
⑽　委託料	事業実施に要する設営委託料
⑾　洗濯料	事業で使用した衣類の洗濯料
⑿　補助金	市内各小学校区に設立されている学区社会教育委員会が主催又は開催するスポーツの振興に資する事業に対する補助金
⒀　その他	その他の経費で市長が必要と認める経費

２　次に掲げるものは、補助金の対象経費としない。

⑴　飲食に要する経費（例外として会議及び作業時の飲料費のみ対象）

⑵　団体の構成員等に対する交通費等の各種手当、人件費及び労務に対する対価

⑶　10万円以上の備品その他財産の取得等に係る経費

⑷　他団体、他の補助金を受けている団体に支払う会費、助成費、負担金等（前項（12）補助金を除く）

⑸　積立金及び預金

⑹　会員、関係者、関係団体等に対する慶弔費、懇親会費、見舞金等の交際費及びこれに類する経費

⑺　会員相互の親睦・交流を目的とした研修会等

⑻　支出が領収書等で確認できない経費

⑼　その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費